

生駒市人権施策審議会の会議の公開に関する取扱要領

第1 趣旨

この要領は、生駒市人権施策審議会（以下「審議会」という。）における会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 対象

この要領の対象とするものは、審議会の会議とする。

第3 公開・非公開の決定

審議会の会議の公開又は非公開の決定は、審議会の会議に諮って行うものとする。

第4 会議開催の周知

審議会は、審議会の会議を開催する場合は、次に掲げる事項を原則として会議開催日の1週間前までに人権施策課での備付け及び市のホームページへの掲載により市民に公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議題
- (3) 傍聴を認める者の定員等
- (4) 問い合わせ先

第5 公開の方法

- 1 審議会の会議の公開は、傍聴及び会議結果の閲覧の方法により行うものとする。
- 2 傍聴は、原則として、次の各号により行うものとする。
 - (1) 傍聴を認める者の定員を会議の開催場所等に応じてあらかじめ定めることとし、会場に一定の傍聴席及び報道機関用の席を設けるものとする。
 - (2) 傍聴の受付は、会議開催時刻の30分前からとし、受付を開始した時点で、傍聴を希望する者が定員を超える場合は、抽選を行うものとする。
 - (3) 傍聴を認める者は、次に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。
 - ア 拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
 - イ 私語、雑談、騒ぎ立てる等会議の妨害をしないこと。

ウ みだりに席を離れないこと。

エ ゼッケン、たすき等を着用したり、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。

オ ビラ、ポスターその他これらに類するものをまき、配布し、又は掲示する行為をしないこと。

カ 飲食及び喫煙をしないこと。

キ 会長の許可なく写真撮影、録画、録音等をしないこと。

ク その他会議の支障となる行為をしないこと。

(4) 報道機関から取材等の申し入れがある場合は、会場内の写真撮影、録画及び録音を会議の開始前までに限り認め、会議の開始後は認めないものとする。

(5) 傍聴を認める者には、原則として委員に配布する会議資料と同じものを配布する。
ただし、法令等大量に準備できないなど、相当の理由があるものについては、この限りではない。

3 会議結果の閲覧は、会議録及び会議資料について、人権施策課において閲覧に供するとともに、市のホームページに掲載することにより行うものとする。

附 則

この要領は、平成20年2月8日から施行する。